

投資顧問契約書

矢野新ホールディングスグループ

矢野新商事株式会社

この書面をよくお読みください

(この書面は、金融商品取引法第37条の4第1項の規定によりお客様にお渡しする「契約締結時の書面」と投資顧問契約書を兼用しています。)

平成 年 月 日

住 所
商号、名称又は氏名 (甲)様

矢野新ホールディングスグループ
矢野新商事株式会社(乙)
登録番号 関東財務局長(金商)第1995号
(本店)〒103-0011
東京都中央区日本橋大伝馬町1番3号
TEL 03(3666)3832(代表)

投資顧問契約の要綱

記

1. 金融商品取引
契約等の概要 当社がお客様に対して、有価証券の価値等または金融商品の価値等に関して電話または書面等により随時助言を行い、その助言業務に対してお客様に投資顧問報酬を、お支払いいただくことを内容とする投資顧問契約。
2. 契 約 日 平成 年 月 日
3. 契約期間 この契約の有効期間は、この契約締結の日から平成 年 月 日までとします。

ただし、後記、レポート会員については、お客様からの解約の申し出がないかぎり、自動的に契約は更新されるものとする。

4. 助言の内容及び方法

乙は甲との間で締結した投資顧問（助言）契約に基づいて、有価証券など金融商品への投資判断について、以下の会員区分に従い助言を行います。

レポート会員 週に1回以上、主として電子メールにより投資レポートを送付する。

特別会員 随時 FAX、電子メール、電話、そして面談を行い、締結前書面を顧客に示し、依頼者のニーズに合う商品を組み合わせ、助言を行なう。

デイリーメール会員の会員種別はレポート会員、プレミアム会員の会員種別は特別会員となります。

甲は_____会員とします。

5. 分析者・投資判断者及び助言者 _____

6. 報酬の額及び支払の時期

(1) 報酬体系

	入会金	会費（1ヶ月）	（12ヶ月）
レポート会員	なし	1万円	10万円
特別会員	100万円		定率報酬+成功報酬

（この他に消費税をご負担いただきます。）

特別会員の報酬体系

運用資産	定率報酬	成功報酬
1億円まで	×0.95%（税別）	売買差益の20%（税別）
1億円超～10億円まで	×0.72%（税別）	〃
10億円超	×0.48%（税別）	〃

特別会員の成功報酬

- (1) 有価証券の売買差益から、売買手数料・源泉所得税・消費税・信用取引金利を引いた金額に20%（税別）を乗じた消費税込の金額を報酬とします。1銘柄ごとに精算し、1,000円未満は切捨てます。
- (2) 損金発生の場合は、次回以降の利益金と相殺し、精算します。
- (3) 手持ち有価証券について新株が無償交付された場合は、修正価格又は増加株数にて計算します。
- (4) 当社の助言に基づき買付けた有価証券について、当社が益出し売りの助言をしたにも関わらず、会員の意思で決済しなかった場合には、決済助言の翌日の始値にて差益計算いたします。
- (5) 当社への報告前に会員の意思で決済した場合は、その価格にて差益計算いたします。
- (6) 契約期間満期日又は、中途解約日の手持ち有価証券については、契約期間満期日又は、中途解約日の始値で評価し精算します（契約更新の場合はその限りではありません）。
- (7) 租税の概要
お客様が有価証券等を売買される際には、売買された有価証券等の税制が適用され、たとえば、株式売買益に対する課税、有価証券等から得る配当、利子等への課税が発生します。
- (8) 報酬の支払時期
登録費は契約締結時以降、成功報酬は対象有価証券の売買後5日以内（証券会社の受渡日の翌日）を各々原則とします。
- (9) その他
お客様への助言の内容及び方法並びにその回数、報酬体系等、報酬の支払時期については、原則として上記の方法によるものとしますが、運用方針・運用対象・助言方法等、特段の事情がある場合には、お客様との協議により上記と異なる方法を取る場合があります。
- (10) 売買確認
当社助言に基づき売買した有価証券については売買報告書を送付していただきます。（写しも可とする。） 但し、売買報告書の送付がない場合は、当社売買助言伝票の記載により確認する。

(2) 支払時期 平成 年 月 日

-----契約にあたってのご注意-----

1. 契約の解除（クーリングオフ）に関する事項

この投資顧問契約は、クーリングオフの対象になります。具体的な取扱いは、次の通りです。

1) クーリングオフ期間内の契約の解除

- ① お客様は、契約締結時の書面を受領した日から起算して10日を経過するまでの間、書面による意思表示で投資顧問契約の解除を行うことができます。
- ② 契約の解除日は、お客様がその書面を発した日となります。

契約の解除があった場合の報酬規定

契約の解除に伴う報酬の精算は、次のとおりとなります。

1) クーリングオフ期間内の契約解除に対する報酬規定

投資顧問契約に基づく助言を行っていない場合：

投資顧問契約締結のために通常要する費用（封筒代・通信費等）相当額を頂きます。（注）旅費は除きます。

投資顧問契約に基づく助言を行っている場合：

日割り計算した報酬額（契約期間に対応する報酬額÷契約期間の総日数×契約締結時の書面を受け取った日から解除日までの日数。）を頂きます。この場合、契約期間に対応する報酬額を契約期間の総日数で除した金額について生じた1円未満の端数は切り捨てます。報酬の前払いがあるときは、これらの金額を差し引いた残額をお返しいたします。契約解除に伴う損害賠償、違約金は頂かないことになっております。

2) クーリングオフ期間経過後の契約の解除

クーリングオフ期間経過後は、契約を解除しようとする日の1ヶ月前までの書面による意思表示で契約を解除できます。尚、契約解除の場合は、情報提供料分の解除までの期間に相当する日割り計算した報酬額をいただきます。報酬の前払いがあるときは、これらの金額を差し引いた残額をお返しいたします。

2. 禁止に関する事項

当社は、当社が行う投資助言業務に関して、次のことが法律で禁止されています。

1) 顧客を相手方として又は顧客のために以下の行為を行うこと

有価証券の売買、市場デリバティブ取引又は外国市場デリバティブ取引
有価証券の売買、市場デリバティブ取引又は外国市場デリバティブ取引の

媒介、取次ぎ又は代理

2) 次に記載する取引の委託の媒介、取次ぎ又は代理

取引所金融商品市場における有価証券の売買又は市場デリバティブ取引
外国金融市場における有価証券の売買又は外国市場デリバティブ取引
店頭デリバティブ取引又はその媒介、取次ぎもしくは代理

当社及び当社と密接な関係にある者が、いかなる名目によるかを問わず、
お客様から金銭、有価証券の預託を受け、又は当社及び当社と密接な関係
にある者にお客様の金銭、有価証券を預託させること

お客様への金銭、有価証券の貸付け、又はお客様への第三者による金銭、
有価証券の貸付けの媒介、取次ぎ、代理を行うこと

3. 当社への連絡方法及び苦情等の申出先

以下の電話番号、eメールアドレスにご連絡下さい。

電話番号 03-3666-3832

eメールアドレス info@yanoshin.co.jp

4. 当社が加入している金融商品取引業協会

当社は、社団法人日本証券投資顧問業協会の会員であり、会員名簿を協会事務
局で自由にご覧になれます。

また、管轄の財務局で、当社の登録簿を自由にご覧になれます。

5. 当社の苦情処理措置について

(1) 当社は、「苦情対応規程」を定め、お客様等からの苦情等のお申出に対して、
真摯に、また迅速に対応し、お客様のご理解をいただくよう努めています。

当社の苦情等の申出先は、上記6の苦情等の申出先のとおりです。また、苦情
解決に向けての標準的な流れは次のとおりです。

- ① お客様からの苦情等の受付
- ② 社内担当者からの事情聴取と解決案の検討
- ③ 解決案のご提示・解決

(2) 当社は、上記により苦情の解決を図るほかに、次の団体を通じて苦情の
解決を図ることとしています。この団体は、当社が加入しています社団法人日
本証券投資顧問業協会から苦情の解決についての業務を受託しており、お客
様からの苦情を受け付けています。この団体をご利用になる場合には、次の連絡
先までお申出下さい。

特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センター

住 所 〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町2-1-13

電 話 0120-64-5005 (フリーダイヤル)

(月～金/9:00～17:00 祝日等を除く)

同センターが行う苦情解決の標準的な流れは次のとおりです。詳しくは、同セ
ンターにご照会下さい。

- ① お客様からの苦情の申立
- ③ 会員業者への苦情の取次ぎ
- ④ お客様と会員業者との話し合いと解決

6. 当社の紛争解決措置について

当社は、上記の特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センターが行うあっせんを通じて紛争の解決を図ることとして
います。同センターは、当社が加入しています社団法人日本証券投資顧問業協会からあっせんについての業務を受託しており、あっせん委員によりあっせん
手続が行われます。当社との紛争の解決のため、同センターをご利用になる場
合は、上記の連絡先にお申出下さい。

同センターが行うあっせん手続の標準的な流れは次のとおりです。詳しくは、
同センターにご照会下さい。

- ①お客様からのあっせん申立書の提出
- ②あっせん申立書受理とあっせん委員の選任
- ③お客様からのあっせん申立金の納入
- ④あっせん委員によるお客様、会員業者への事情聴取
- ⑤ あっせん案の提示、受諾